

# 平成26年9月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

平成26年10月7日 火曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	山口 誠 実
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	山 中 美 由 紀
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	照 本 茂 法
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	
行 政 係 長	荒 木 俊 行

日程第 1 一般質問

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。

**議 長** ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。本定例会での一般質問通告者は5人です。これから通告順にしたがって質問を許可します。

**14番久保田** 一般質問を行う前に、8月20日広島での未曾有の豪雨による土砂災害において、尊い命を落とされた皆様、9月27日、戦後最悪の火山災害でお亡くなりになられた多くの皆様に対して、こころよりご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族にお見舞いを申し上げます。

通告文にしたがい質問に入ります。第1に石木ダム問題について質問を行います。

長崎県と佐世保市は9月5日、川棚町石木川に建設を強行しようとしている石木ダム問題について、ついに反対地権者の土地の強制収用を可能にする裁決申請を県収用委員会に行いました。裁決申請の手続きは、ダム建設の是非に踏み込んだ審理は対象とされておらず、和解に至らない場合は、農地の所有権は反対地権者の意志に係わらず行政側に移ります。最終的には反対地権者の土地の強制収用につながる手続きです。

今回は、13戸の地権者のうち4戸の地権者の農地5,000㎡が、その対象になっております。しかし、その先には13世帯60人もの人々が生活しておられる145,000㎡の土地があります。反対地権者の方達は昨年の事業認定における虚偽の水需要予測に基づいた告示、また税金の無駄遣いにつながる付け替え道路工事中断への地権者や、支援者の行動に対して行われた仮処分、そして今回の強制収用を可能にする裁決申請、戦後の民主主義の中で行われる数々の暴挙に対して、反対地権者の方々のふるさとを守り、住み続けたいという意思はますます強まったと言えるでしょう。反対地権者の方々は、半世紀にわたってダム建設問題で苦しみ続けてこられました。当初の計画から大きくかい離したダム建設計画を白紙に戻し、一刻も早くダムによらない治水を展開し、この美しく自然豊かな土地を守りつつ、住民の生命を守る手立てを考えるべきだと思います。石木ダム建設計画は白紙撤回すべきです。そこで、次の点について町長に尋ねます。

一つ目、8月26日、長崎県、佐世保市、川棚町の三者協議において、強制収用につながる裁決申請の手続きに入ると表明されたとき、強制収用について、町長は「強制収用は避けてもらいたい」と述べられ、佐世保市長とは違った立場をとられました。今回は地権者4世帯の農地5,000㎡が対象となっていますが、その先には13世帯の宅地を含めた145,000㎡の土地と家屋が待っています。強制収用は避けてもらいたいという、この考えは、これからも貫いていかれるのか尋ねます。

二つ目、町長は2期目を目指す記者会見で、治水対策のため安心、安全のまちづくりのためにダムは必要と表明されました。ダムの治水機能には、本質的な欠陥があると言われていています。

一つ目、一定規模の大雨、洪水にしか対応できない。ダムの計画を上回る洪水には調整機能を失う。

二つ目、ダムが受け止める流域外の降雨による洪水には機能せず、効果が不確実である。

三つ目、ダムに土砂が堆積することで調整機能が減少し、機能が劣化する。

これらの理由からダムは治水の柱にはならない。石木ダムができて川棚川流域の有効な治水対策にはならないと専門家はおっしゃっています。町長は本当にダムで災害が防げるとお考えですか。その根拠を尋ねます。

三つ目、石木ダム建設に反対する地権者の方々は、半世紀以上にわたって苦しみ続けられてきました。この方たちの基本的人権、財産と居住の自由について考えを尋ねます。

四つ目、反対地権者の方達は、ふるさとに住み続けたいだけと訴えられており、交渉が難航するのは目に見えています。双方の主張が平行線をたどった場合は、県収用委員会が権利取得裁決、明け渡し裁決を示し、それでも立ち退かない場合は、県は代執行の権限のある知事が県の職員を使って家屋の解体にあたらせます。強制収用によって、反対地権者からふるさとを取り上げるということに対しての町長の考えを尋ねます。

五点目、大村湾では、すでに漁獲量が最盛期の3分の1に落ち込み、湾の再生事業が取組まれています。大村湾は、日本でもトップの超閉鎖性水域で、陸から流入した物質が湾内に溜まりやすく、浄化能力が弱いことは知られています。大村湾に流入する河川のうち、一番大きな川は川棚川です。石木ダ

ムは川棚川の支流である石木川に建設されます。石木ダムは川棚川を汚し、大村湾の再生を阻みます。石木ダムが大村湾に与える影響を尋ねます。

六つ目、石木ダムによる観光、経済への効果について、具体的に尋ねます。石木ダム推進の理由に、ダムによる観光、経済への公益性を述べられていますが、具体的にお尋ねします。

第二に、婚姻歴のないひとり親の寡婦控除のみなし適用について、結婚歴があるひとり親は所得税法上の寡婦控除が受けられるのに、結婚歴のない未婚の場合は寡婦控除が受けられません。未婚のひとり親には寡婦控除の適用をと、世論が大きく広がるきっかけとなったのは、2013年9月4日、最高裁大法廷の決定です。法律上、結婚しない男女間に生まれた子どもの遺産相続分について、結婚している男女の間の子の半分とする民法は、憲法に違反すると判断しました。父母が婚姻関係になかったという、子にとって自ら選択する余地のない事柄を理由として、その子に不利益を及ぼすことは許されないということからです。同年12月には、民法が改正され、相続差別は解消されました。このことで未婚のひとり親世帯を差別する根拠は失われました。結婚歴の有無で寡婦控除の適用を差別し、子に不利益を及ぼすことが許されないのは、相続分差別が許されないことと同じと考えます。

次世代を担う子に対する支援として、寡婦控除のみなし適用をぜひ取り組むべきと考えます。本町において導入する考えはないかお尋ねします。以上です。

**町長** 皆様、おはようございます。久保田議員の質問についてお答えいたします。

まず、石木ダム問題についてのご質問でございますが、石木ダム建設事業につきましても、本会議初日に行政報告をいたしましたように、川棚町にとりましても長年の懸案事項であり、町政の最重要課題の一つとして推進の立場で取り組んできたところでございます。今なお、反対されている13世帯の地権者の皆様方に対しましては、1日でも早く事業にご理解いただきまして、そして話し合いでの解決を願っているところでございます。

そこで議員からは6点について質問をいただきましたので、順次お答えをまいります。

第1点目でございますが、昨年9月に石木ダム事業の必要性や公益性につ

いて、改めて認められたことにより、国の事業認定の告示がなされております。その告示から裁決申請期限までの限られた期限の中で、反対地権者の方々の理解を得るため、本年4月21日には、長崎県知事、佐世保市長と共に三者で戸別訪問を行い、その後、7月11日には川原公民館を訪問することができましたが、事業計画の内容についてのご質問に終始いたしまして、地権者の皆様方との十分な話し合いはできなかつたところであります。

このような状況の中で、8月26日の三者会議の場で、起業者においてやむを得ず裁決申請を行うことが決定をされましたが、川棚町といたしましては、申請後も話し合いによる解決をきちんとしていただくよう、起業者に対して要望をしたところであります。その後、記者会見が行われまして、記者の質問に対して、川棚町の町民の皆様はダムを推進している方が多いと思いますが、行政代執行となりますと、それについては必ずしもそうではないと思っております。行政代執行については、避けていただきたいと願っております。そういった発言をしております、先ほど議員がおっしゃった強制収用を、というような発言じゃなくして以上のような発言をいたしております。これからも話し合いでの解決を望んでいることには変わりはありません。

次に二点目でございますが、昨年9月に石木ダム事業の必要性や公益性について改めて認められたことにより、事業認定の告示がなされております。このことにより、治水対策等についても認められたと、このように認識をいたしております。

3点目についてでございますが、基本的人権、財産及び居住の自由についてのご質問についてでございますが、これにつきましては日本国憲法の第11条あるいは第22条、第29条にその定めがありますので、それについては尊重しなければいけないと、このように思っております。

第4点目につきましては、現在、本町において4世帯に係る裁決申請書、明け渡し申立書の縦覧をいたしております。縦覧終了後、県の収用委員会で審議が開始されることとなっております。したがって、決定を想定した質問には答えられません。

次に5番目についてでございますが、石木ダムが大村湾に与える影響については、本町では調査をいたしておりません。

それから最後の質問でございますが、これについても本町では調査を行っ

ておりません。

次に、婚姻歴のないひとり親への寡婦控除のみなし適用についてのご質問にお答えいたします。所得税法の寡婦控除とは、配偶者と死別し、もしくは離婚した後、婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない場合に受けられる所得控除のことで、大黒柱を失った配偶者が子どもを抱えて生活する妻または夫を助けようとして作られた制度であり、扶養親族を扶養しなければならぬ家庭事情などを配慮して設けられたものでございます。

ご質問のようにひとり親家庭を救済する目的はあるにも関わらず、婚姻歴のないひとり親については、当該規定は適用されていないのが現状でございます。そこで今、久保田議員からは質問がありました。この寡婦控除のみなし適用する考えはないかというような質問でございますが、何に適用をすべきだというふうにおっしゃっているのか、質問の意図がよく分かりませんので、再度、再質問をしていただきまして、そしてそれについて具体的なみなしの適用ということであれば、その時点でお答えをさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

**1 4 番久保田** 再質問をさせていただきます。1日でも早く理解をいただいて、話し合いができるように願っているとおっしゃいました。そして、行政代執行を強制収用ではない。行政代執行だと訂正をされました。今あの、公告縦覧がっております。それを見ますと、地権者の方達の代わりに署名押印を町長の委任によってダム対策室長の署名がなされております。8月4日、反対地権者の方々が町長を尋ねられたのはご記憶にありますよね。その時に、反対地権者の方々は建設事業に関して、長崎県及び佐世保市が土地収用法の36条第4項の規定により、土地調書及び物件調書の作成で川棚町長の立ち会い及び署名押印を求めた場合に、これを拒否し、長崎県知事と佐世保市長に対して収用裁決申請の手続きは進めないはたらきかけを要請されました。このことは記憶にありますか。その際ですね、町長の答弁は、地権者の代理として署名押印するものではないと、書類に不備がないか確認をするものであって、不備がなければ署名すると言われました。公告縦覧を見ますと、地権者の方々の土地と物件の調書に署名がしてありました。そして、この調書の作成については、37条の2項の規定により、空中写真測量による地形図及び道路上からの調査に基づき物件調査を作成したということです。県の



調書を見て、不備がなかったから署名押印されたと思いますが、そのあそこに4件分の方の資料が縦覧されております。その中の不備がなかった部分です、その広さとかそういうのは空中撮影でもできるかもしれませんが、その中のIさん、具体的な名前は差し控えますが、この人の立木1本、1本まで確認されたのか。それとも同じくKさんの果物の木1本、1本まで確認の上に署名押印されたのか。その1本、1本の立木の名前を確認されたのであれば、それを教えていただきたいと思いますが。

町長  お答えします。ただいまの質問につきましては、事前通告があっておりませんので、具体的に答弁の準備はしておりませんが、当該事務につきましてはそこまでの確認は求められておりませんので、たぶんと言っては失礼ですけれども、確認はしていないと思います。そういったところまでの手続きは求められていないというふうに私は理解しております。

14番久保田  先ほど、不備がないことで署名をするというふうにおっしゃってました。この署名をしたことがですね、結局は書類が不備がないとして、これは県の収用委員会が受理したわけですから、これは重大なことだと思っております。これは立木1本、1本まで確認するような、私が通告文を出さなかったとしても、このことに、私の一般質問につながることだと私は思うんですね。その強制収用の手続きを一步進めてしまった。この不備がないという署名をしたことによって、強制収用の手続きを一步進めてしまったということは、9月5日から裁決申請を出して、9月18日に受理されましたから、この間にですね、署名がなければ不備があったとして県の収用委員会は受理しなかったと思っております。言葉では代執行はしてほしくないとおっしゃっていますけれども、結局はそれを進める手助けをされたと思います。強制収用と代執行ですけれどもね、私たちも全員協議会の中で、石木ダムの建設事務所の所長が来まして、強制収用とは言いませんと、行政代執行と言うんだというふうにおっしゃいましたけれども、私は同じものだと思っております。

署名をしたということで、署名の責任が大きいと、先ほど一つ一つについては確認をしていないとおっしゃいましたけれども、署名をしたことについての責任の重さはどう思われますか。

町長  先ほど申し上げましたように、通告があっておりませんので具体的な答弁ができませんが、8月4日に反対地権者がおいでになりまして、

そして、そういう要請を受けました。これにつきましては久保田議員も同席をされておりまして、その中でそういった事務についての法的な解釈を説明をしております。それでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

**1 4 番久保田** 確かにその時に私もおりました。しかしですね、この署名をしたことに対して受理をされたという、この大きな重みですね、これはやはり責任は大きいと思います。

次に、ダムの必要性について、治水についてですねおっしゃっています。具体的に年次の計画の中で十分な、渇水対策についても告示の中では認められたということですが、先ほど私が3つダムが治水の機能に本当に対応しないという欠陥があるということを行いました。その中でもですね、具体的に話してみたいと思いますが、2009年11月1日に出された長崎新聞が一番わかりやすく書かれておりました。これは、県の資料に基づいて作られたものです。これから見ればですね、石木ダムの貯水池の容量は548万トン、計画によると川棚川の流域で100年に1度あるかないかの一時間雨量110ミリ、24時間で400ミリの雨が降ると、川棚川下流では毎秒1,400トンの大洪水が発生する。これに対して、川棚川下流域は1,130トンしか流下能力がなく、この差、毎秒270トンが調整できない。そこでこの分を野々川ダムと石木ダムで調整すると言っています。また100年に一度の大雨が降った時に流れてくる量は、ダムがあると仮定したときに毎秒60トン、ダムがない場合は280トンなので、石木ダムで毎秒220トンが低減できるとしています。しかし、集中豪雨などでですね、計画を超えて雨が降った場合、治水対策のための容量195万トンが満水になると、ダムは堤防の決壊を防ぐために緊急に放流をすることになります。ダムはこのときが一番危険と言われており、満水になった瞬間から流入してくる280トンそのまま下流に流すことになります。これまで毎秒60トンに抑えられていた放流量が、一度に5倍近い毎秒280トンが流れ出すことになりますのでね、そのことの危険性というかですね、下流がその時点で満水状態になっておりますから、その5倍の水の量を放流した場合、下流の安全は守られるんでしょうか。これがダムがあることによって治水が守られるということになるんでしょうか、お尋ねします。

**町長** 以前もそういう質問をいただきまして答えたわけですが、川棚町は起業者じゃないわけですので、そういったことについて私が答弁をする立場ではないと思います。以上でございます。

**14番久保田** 起業者ではないと言いましても、現に川棚川の上流の石木川にダムが造られて、もし何かがあった場合は川棚町民が被害を被るわけですから、そういうことはきちんとしてほしいと思います。治水のためにダムを造ると言いながら、治水によって洪水の被害を被る。石木ダムからですね、川棚町の中心まではですね、約2キロしかないんですね。下組の人たちに尋ねれば、私たちはダムができることによって安心できないと、私たちはあのダムが放流されれば家は浸かってしまうと思っていらっしゃるんですよ。そして、自分がこの町は起業者じゃないから詳しい数字を知る必要はないということでしょうか。

**町長** お答えします。きちんとしてほしいとか、知る必要がないとかというふうにおっしゃっていますけれども、そうじゃなくして起業者ではないからそれには答えられませんという発言をしております。

**14番久保田** それではこのことは答えられますでしょうか。

平成2年に川棚町の中が浸水して浸かってしまいました。そのことは、川棚川からの越流ではなくて、内水氾濫、野口川からの水だとか、遮水蓋を閉めるのが遅れて内水が起きたと、そういうふうに認識されておりますか。

**町長** 平成2年の水害のことでご質問でありますので、これについては私も町の職員としておりまして、川棚川があふれた状況については確認をしておりますので、内水の氾濫とか、野口川の云々じゃなくして、川棚川があふれたということで認識しております。

**14番久保田** 川棚川の越流で氾濫が起きたと今おっしゃいました。これは私の前任者の三根議員がこの時期にいらっしゃって、このことは町が認めております。遮水蓋を閉めるのが遅かったとかですね、だから川棚川の越流ではないと、その時に聞いております。それと、先ほど町長の言葉の中にありました7月11日に、川原の公民館で説明会をしたと、私たちは説明会とは思ってませんけれども説明をされました。その時に質問した弁護士に対して県が答えた中に、戦後の大雨、洪水に対しては、すべての河川改修が済んでいれば、あのような洪水には至らなかったと、そういうふうに言われました。

その時、町長も反復して同じように言われたと思います。それは覚えていらっしゃいますか。

**町長** お答えします。今の件につきましては、質問があって、県がそう答えたことについて、それについては町長も認識をしておりますかという質問がありましたので、それについては最近そういう説明を県の方から受けておりますと、こういった質問に対してお答えをいたしております。

**1 4 番久保田** 川棚川が橋の改修とか、護岸の改修とか、まだすべてが終わっていないのでということでした。その時に初めて町長は川棚川の河川工事がすべて済めば戦後の洪水は起こらなかったということをお聞きになったんですよね。ということは、県がダムありきでずっと進めてきたことに対して、川棚町が知らされていなかったということではないでしょうか。それならば、ダムで洪水を防ぐ、治水のためのダムは必要ないというふうに私は思います。

そして次にいきます。3つ目の基本的人権については、それについては尊重するとおっしゃいましたので、ぜひそのようにしてほしいと思います。

4つ目ですね、反対地権者の方達が、ふるさとに住み続けたいだけとおっしゃって、結局はそれが平行線をたどっていった場合、県は知事が県の職員を使って家屋の解体にあたらせる。県の職員というのは、住民の最前線にいて、住民のサービスを受ける、そういう人たちを解体作業にしてもいいと思われませんか。心情として、確かに起業者ではないとおっしゃれば、誰がどうしようと一緒にしようけれども、強制測量の時にあったような、ああいう混乱が起りかねません。行政代執行はしないでくれと、おっしゃっているんだったら、県の職員による家屋の解体、こういうことについてはどうお考えでしょうか。

**町長** 今回の件につきましても起業者がなさることだと思いますので、私の立場ではお答えすることができません。

行政代執行については、これはまた別の手続きが必要でございますので、今からどうなるのか私も予測はつきませんけれども、これまでも県にお願いをしてきたことは、大きな混乱がないようにしていただきたいということで、これは事業認定の手続きを開始するという前町長時代にも、前町長はそういった発言をされておまして、そういった方向で推進してもらいたいということをお願いをいたしております。

**1 4 番久保田** 町長がそのようにずっとおっしゃってきておりますが、起業者じゃないということだけで、そういうふうな回答をされるのであれば、その最終的にそこに至った場合はどういう態度をとられますか。

**町長** お答えします。それは、先ほども言いましたように、それを想定してのお答えはできません。以上でございます。

**1 4 番久保田** 地権者の方達はですね、補償金をどうのこうのという考えは一切ありません。ただ自分たちの祖先から残された土地を守って、そこに住み続けて、そしてそこで営みをしていく。ただそれだけを純粹に考えておられることですから、絶対そのまま通らないと思います。私が希望するのは、先ほどおっしゃった行政代執行は絶対に避けてほしい。このことを貫いてほしいと思います。起業者じゃないから答えられないという中身が多いので、それならば代執行はやらないでほしい、そのことを貫いてほしいと思います。

5つ目です。町長に就任された挨拶の中で、三越の漁師の長男としてお生まれになったと書いてあります。今、三越はですね、先ほど言いましたように漁獲量が3分の1ぐらいになって、今もうタコやナマコやシャコ、エビなどの魚介類が激減しています。結局、もし仮にダムができて、その堆積物が100年で30万トンとありましたから、年間に直せば3千トンの堆積物が溜まっていくわけです。そこに木の葉が落ち、土砂が落ちして、ダムの水は濁っていきます。それが放流されればですね、今でさえ超貧酸素塊という塊があって、魚介の卵や稚魚とかそういうのが住まないような状況になっているんですね。私は大村湾を囲む議員連盟の会の会員です。私は大村湾を守る立場でもあります。石木川がせき止められて放流するたびに酸素の低い濃度の濃い水が流されていけばですね、大村湾はますます悪化していくと思います。三越の人たちの漁も減っていくのではないかと思います。

そこで、今の地位に就かれた町長として、大村湾に対する愛情というか、考えはどうお持ちでしょうか。その漁獲量に対する考えをお聞かせください。

**町長** お答えします。質問通告と全然違ったような質問をされましたが、大村湾についての想いというのは、私は先ほど議員がおっしゃったように漁師の長男坊でもありますし、大村湾については、それなりの愛着を持っております。漁獲量については、今そういう質問をされても答える準備をいたしておりません。以上でございます。

#### 1 4 番久保田 持ち合わせていないとおっしゃいますので次にいきます。

観光とか経済の効果について具体的に尋ねますが、これも本町では調査していないとおっしゃいました。町長は今は違いますが、ダムの推進の会長でいらっしやったわけですよ。いろんな場所で経済がある、観光にも有益だということをあちこちの推進派の人たちも県に行って、知事に訴えるときにもそういうふうにおっしゃっていますので、それと立場は同じとっております。

今ですね、私たちが後世に残すべきは、先ほども山口副町長も就任のあいさつの中で、自然を愛しくらし輝くまちとおっしゃったように、私たちの第5次総合計画の中にありますけれども、町民憲章の中にもあるわけですよ。私たちの恵まれた自然を守り、住みよいまちを作りますというふうにあります。今ですね、いろんな自治体はないものを売りにして、そして自治体を活性化しているまちもあります。私はダムのコンクリートによってですね、観光のお客さんがみえるとはとても思えません。それこそ、川棚川に住んでいる生物とか、それとかホテルとか、それから棚田とか、そういう自然の方がよっぽど人々は癒しを求めてですね、観光していらっしやると思います。そして調査をしていないとおっしゃるならば、早めに調査をしてもらいたいと思います。そしてですね、ふるさとを捨てるということ、住民の人たちがふるさとを捨てるということですね、9月の何日でしたかね、日にちはすっかり覚えていませんが、地権者の方達が、佐世保のダムの推進委員会の中で請願をされました。その時に地権者の方はおっしゃっていました。「鎖で柱にくくりつけて反対する」と、そういうふうにおっしゃっています。おばあちゃんたちも「手を合わせながらダムの底に沈んでいかんばやろうな」とかですね、「死ぬまでこういうふうな苦しみば味わわんばやろうか」とか、そういうふうにおっしゃっています。町民の方達がそういうふうな苦しい気持ちに追い込まれないようにですね、それとご存じのように、福島で原発に遭われて、ふるさとに一時帰宅してそこで焼身自殺された。東電は、その人のメンタルの弱さだと言いましたけれども、裁判所はそれは福島原発が原因によるものだというふうに判決を下しました。ふるさとを追われるというつらさ、ふるさとに帰れるぞという人々の希望ですね、それをふるさとを取り上げることは私は許されてはならないと思います。しかも、13世帯の60人

の方々達が住んでいらっしゃる。私たちが全協の中で、古川所長から聞いた中にもですね、私は13世帯とばかり思っていましたけれども、ダムの所長の説明の中に121世帯、105世帯の81人が取得が済んでいるとおっしゃっていますので、13世帯のほかにあと3軒が対象予定地の中にいらっしゃるということが今分かりました。

先ほど調査をしていないという回答もありましたけれども、ぜひですね、経済効果とか、それから観光の効果とか、どういうふうにあるか、ぜひ調べていただいて、後で回答をいただきたいと思います。

2番目の婚姻歴のないひとり親へのみなし適用についてですが、この寡婦控除において受けられるのがですね、保育料とか、住民税、国保税、それから町営住宅を借りるときの賃料にも跳ね返ってきます。そのことをひとり親の家庭がですね、苦しいように、未婚の母親、父親の家庭も不利益を被るようなことがあってはならないと思うんですね。そこで具体的に個人情報保護法の中で聞けないところもあるでしょうが、町内にいらっしゃる対象者の方々が、今、現に寡婦控除を受けないことによって、保育料をどのぐらい払われているのか、そして、その寡婦控除のみなし適用によって、その保育料がどうなるのか、どのぐらい少なくなるのかですね、それをお尋ねしたいと思います。

**町長** まず、先ほどのダムの関連の5番、6番について、再度答弁をいたしますけれども、大村湾に与える影響についてはですね、平成22年2月に県の方から川棚漁協に説明をされております。それで漁民の方は理解をされているというふうに思います。

それから、ダムの建設による経済効果、観光効果、これについて把握をすべきだというふうなご発言でありますけれども、そもそも久保田議員はダム建設に反対の立場でご質問をされておるのに、なぜそういった質問をされるのか、少し疑問を感じました。今反対されている地権者の皆様方は、ふるさとを守りたいという、そういった純粋なお気持ちで反対されていると私は理解しておりますので、そういう立場から考えますと、先ほど言いましたように、経済効果とか観光効果とかは、ダムが建設された場合に複利的に発生する効果でありまして、そのことを今議論すべきではないと、このように思います。

それから寡婦控除につきましては、これは所得税法に基づく所得控除の一つであります。これを通告文では、保育料を軽減している自治体があるというようなことで書いてありまして、何にみなし適用をすればというような提言が具体的にありませんので、先ほど、壇上での答えはできませんでしたが、保育料に限ってのご質問であれば、それなりに答弁を準備しておりますので、再度、ご質問をお願いいたします。

**1 4 番久保田** 保育料のこともですけれども、先ほど言われたことに対して言います。私はあくまでもダムの建設は反対です。だからその経済効果とか観光効果とかっていうのを取り上げるのはおかしいと言われますが、推進派の方達がこのことを挙げてダム推進を言われるから、私は具体的にそうであれば教えてほしいと言っているのもあって、私はダム建設は絶対反対です。あるべきではないと思っています。

それと、2点目の保育料についてお尋ねします。そして、町営住宅についてもそういう対象者がいて、金額が分かれば教えてほしいと思います。

**町 長** 対象者等については、担当課の方で把握していると思いますので答えさせていただきますけれども、まずあの、保育料についてですね、寡婦控除をみなし適用をしてはどうかということをございますので、これは現在、川棚町の保育園につきましては、徴収規則を定めておりまして、扶養義務者の前年分の所得税及び前年分の町民税の課税によるということ規定をしておりますので、そういう規定をしておりますのでみなし適用をすることはできませんと、こう理解をしております。ただ議員もご承知と思うんですけれども、これは第186回の国会で、この所得税法の寡婦控除に関する質問が出されまして国会で議論されております。その時に、安倍総理はですね、保育料については各市町村で判断すべきであると、そういった答弁をされておりました、今後、この発言を受けて各市町村でも検討しなければならないという課題であろうと、こう認識をしておりますので、今後検討していきたいと思っております。ただ、要は、寡婦控除に未婚のひとり親を対象にするかどうかという、法律の改正がやはり必要になってくるんじゃないかというふうに私は理解をしております。

**住民福祉課長** それでは手元の資料で分かっている範囲でお答えしたいと思います。



現在、保育園に通っておられる世帯、先ほどの対象者ですけれども、8世帯の10人いらっしゃいまして、その中で保育料を払っていらっしゃる方が2世帯の2人いらっしゃいます。もしその方がみなし控除を適用されれば、年額でお一方、3歳児をお持ちの方なんですけれども、年額で3万円ほどの減額となります。もう一方は、2歳児が一人でございます。その方につきましては、約10万円ほどの減額となります。以上です。

**1 4 番久保田** 今、担当課長から回答をいただきました。やはり今、6人に1人の子どもが貧困の状態にあると言われていています。そして今、消費税5%から今年の4月から8%にされてしまいました。それでも生活がすごく苦しい、そして来年にはまた消費税が10%に上げられようとしています。ひとり親の家庭に対して、そういう控除があるようにですね、ぜひみなし適用をしていただきたいんですね。この金額で見ますと、年間の10万円という金額は、すごく大きい助けになると思いますし、それだけの負担というのは大変なものだと思います。この寡婦控除を見てもですね、500万円以下の所得の人は、27万円の控除があります。それから、特定寡婦控除でも35万円の控除がありますというふうになっております。この適用がですね、未婚の母子にも与えられるようにお願いします。

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

(10:50)

(…休 憩…)

(11:01)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**3 番 福 田** おはようございます。3番、福田徹。

本日は、新教育委員会制度と読書推進の2問について一般質問を行います。一問目は山口町長への質問です。皆様のお手元にあります通告内容の3ページ目のところで修正ができておりませんでしたので、3問とあるのを2問に、③とあるのを②に修正をお願いいたします。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、今年6月に改正され、平成27年4月から施行されます。改正の中の主なポイントは、教育長と教育委員長を一本化した新教育長を設け、教育行政の責任の所在を明確にすることと、教育長が首長により直接任命、罷免されること、そして行政の中に

首長と教育委員会とで構成される総合教育会議を設置することとなっています。また、首長がその自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針となる大綱を作成することとなっています。このようなことから、町長が今後の川棚町の教育に大きく関わっていくことになっていくと考えます。そこで、下記の二点について尋ねます。

①町長の教育に対する考えや思いをお聞きします。漠然とした内容であります。今後の町長の教育行政への姿勢としての指針と受け止めたいと思っておりますのでお聞きします。

②は、法改正による新教育委員会制度では、首長が議会の同意を得て、教育長を任命し、総合教育会議を開催することなどから、首長の権限強化や教育の独立性が問題視されています。町長は新教育委員会制度に移行するいきさつや課程経過などをどう認識しておられるのか、また、新教育委員会制度について、どう対応していかれるのか町長にお聞きします。

二問目は古賀教育長へ質問いたします。本町では、中央公民館や学校図書室の充実とともに、各小中学校に図書司書補助員を設置するなど、読書環境の充実に努めるとともに、新生児にはブックスタートとして3冊の絵本を手渡しで配布されています。また、昨年12月には、第7回川棚町読書フェスティバルを、今年5月には第3回図書室まつりを開かれるなど、イベントを催されています。幅広く町民の読書推進に取り組んできておられることを私も評価しております。そこで、下記の二点についてお尋ねします。

①読書推進にあたって、本町の取組みとその成果をどう捉えておられるのかお聞きします。

②さらなる読書推進を図るため、読書の励みやきっかけづくりとして読書の記録を行う読書貯金通帳の配布を行い活用してはどうでしょうか。

現在、知るところによりますと、名称はいろいろと各自治体で違っておりますが、30数自治体において取組みが始まっております。全国的に広まるものと考え、教育長の考えをお尋ねします。

**町長** 福田議員からは、新教育委員会制度について、私の方に質問がありましたのでお答えいたします。

まず①の町長の教育に対する考え方、思いについてという質問でございますが、今議員もおっしゃったように漠然としたご質問の内容でありますので、

それに沿った答弁ができるか、ちょっと自信がありませんけれども、私の想いを答弁をしたいと思います。

地方自治体における行政責任は、その多くは首長が担っておりますが、教育に関する事務につきましては、主に首長から独立した教育委員会が責任を担っております。教育委員会が所管する教育事務につきましては、首長の指揮命令は及ばず、首長は教育委員の任命や予算編成などを通じて間接的に責任を担っている状況でございます。このような仕組みとされている理由は、教育について政治的中立性や継続性、安定性の確保が強く求められ、合議制の機関を通じて公正中立な意思決定や住民意思の反映を図ることが適当であると基本的に考えられることから、今回の法律改正が施行されたにいたしましても、今後、教育行政が大きく変わることはないものと、このように思っております。

次に、②の首長の権限強化や教育の独立性が問題視されているが、町長はどう認識し対応していくのかについてでございますが、教育に関する事務の中で首長の権限が及ばず、教育の政治的中立性の確保及び教育の自主性のために当然必要と考えられることとして、二つあるようでございます。

まず第一点目につきましては、学校や社会教育機関における教育内容に関すること、二つ目が教科書その他教材の選択に関することなどがあり、学校教育に関する事務は引き続き教育委員会が担当するものとして存置すべきものであると考えております。

また、社会教育において、公民館が自主事業として実施をする各種講座は、学校における教育活動と同様に人間形成に直接影響を与えるものであり、対象者が成人であったとしても、その内容については政治的中立性の確保が必要であり、貯蔵品である図書や展示資料の選択についても、同様の考え方をすべきものと、このように思っております。したがって、法改正後であっても教育委員会の独自性を引き続き尊重するとともに、教育委員会との十分な連携、協議を行い、共通理解を持ちながら教育委員会の自主性を担保し、権限強化にならないように努めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

**教 育 長** おはようございます。福田議員の質問にお答えします。

まず一点目の読書推進にあたって、本町の取組みと成果をどう捉えている

かということについてお答えをします。

読書推進についての本町の取組みは、川棚町子ども読書推進計画に基づいて実施をしているところでございます。主な取組みは次の四点です。

一点目は、毎月の町広報誌に掲載しております図書室だより。そして、町のホームページによる広報活動でございます。

二点目は、生後6、7ヶ月の子どもに図書をプレゼントするブックスタート事業でございます。

三点目は、5月の図書室まつりであり、四点目は12月の読書フェスティバルでございます。

次に、その成果についてどう捉えているかということについてお答えします。

毎月の広報誌に掲載しております図書室だよりでは、毎月の新刊図書等を紹介しており、ホームページにおきましては貸出ベストランキングやおすすめの本などを紹介しております。こうした広報活動により、町民の皆様の図書室に対する関心を高める効果を期待しているところでございます。なお、具体的な効果ということについては、なかなか計りにくいのかなど、そのように考えているところです。ブックスタートにおける成果としては、本をプレゼントする際に東彼子どもの本の会の会員とともに、図書司書補助も読み聞かせをしておりますので、その読み聞かせのあとに本をプレゼントすることによりまして、特に母親の読書についての関心を高める効果を期待しているところでございます。図書室まつりの成果としては、大人も楽しめるような企画を工夫することで、多くの町民の方が参加していただいております。図書室利用者の増加にもつながる、そのように考えているところでございます。

読書フェスティバルでは、幼児や小中学生を対象とした企画であり、フェスティバルで行っている読書郵便、これには町内の小中学校が積極的に取り組んでいるところであり、読書意欲を高める効果が出ている、そのように思っているところでございます。これは議員がおっしゃいました読書貯金通帳ですか、これにも通じる効果ではないかなというふうに考えております。

今後も町内保育園、幼稚園、小中学校、読み聞かせボランティア等との連携を深め、読書活動を推進していきたい、そのように考えているところです。

二点目の読書貯金通帳については、公民館の図書室で活用することによっ

て、子どもの読書意欲の向上につながる、そのように考えられますので、効果的な活用の在り方について前向きに検討してまいりたい、そのように考えております。以上で答弁とさせていただきます。

**3 番 福 田** 来年度からの新教育委員会制度については、来年4月からということですが、これには移行期間が現在の教育長の任期の間は猶予があるということですが、私が思うには、せっかく法が改正されて、新しい制度としての機能を発揮していただくためには、早めにそういうふうな新教育委員会を発足させてはどうかと思うんですが、そこらへんのお考えはどうでしょうか。

**町 長** お答えします。現在、教育長の任期が今2年ぐらい経過しているんですね。4月1日には、まだ任期中でありますので、それを要するに退職をしてもらって、そして新たな教育長を任命することになりますので、基本的にはそういったことは考えられませんので、こういった経過措置があるものと思っております、町長が教育長と、それから教育委員長を兼ねた新教育長を任命することについては、4月1日には考えておりません。以上でございます。

**3 番 福 田** 制度上のことは、そういうふうに私も理解しております。または、古賀教育長をほかの方にとという考えももちろんありません。私が早めに新委員会制度を立ち上げてはどうかという背景の一つは、今度、先ほども申しましたが、今度教育大綱を策定するようになっておりますので、それを急いで作るためにも取組みを早くされてはどうかということで、提案しているわけです。というのが、それに代わるものとして、これも移行期間として各自治体で、すでに作っております地方教育振興基本計画というものについては、川棚町教育基本構想というのがあります。これはその間有効といたしますか、それをもとに教育行政がなされるものと思いますが、その現状の教育基本構想を見ますと、ずいぶん子どもを対象にしたような内容なんですよね。今度、大綱を作るにあたって記載事項としての事例等を見ますと、もう少し広い範囲で規定がなされておりますので、そういったものを早めに制定するためにも、新しい教育委員会制度へ移行されてはどうかと思っております。そういったものが早めにできるかどうか、まだ検討もされていないでしょうけれども、先ほどの答弁からするとそうですけれども、そういうことが早め

にできるのであればちょっと調査をされて、取組みができないのかお尋ねします。

**町長** お答えいたします。新教育制度につきましては、今議員がおっしゃるように教育大綱を策定する。そういったこともございます。今基本構想についてのお話がありましたが、現時点では私の所管ではありませんので、必要があれば教育長にお尋ねいただくということで、この首町側での教育に関する基本構想というのは、第5次川棚町総合計画の中で、第3章に豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりの中の、第1章の生涯学習の推進ということで、社会教育の充実、あるいはスポーツレクリエーション活動の推進、そして幼児教育の充実、学校教育の充実、こういった項目で計画を今されております。この新教育制度に移行する場合でも、いわゆる総合教育会議の中で、それでいいというふうに判断したら、それを大綱として決定すると。しかし、現状では大まかな計画でございますので、新たに作る教育大綱としては少し不備があるんじゃないかというふうに思いますので、これについては新たに教育大綱を策定しなければならないというスタンスであります。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

**3番福田** 教育委員会制度については町長も懸念されるようなことも心配ないかと思うし、これまでの教育行政と何ら変わることがないということで、安心して新しい制度に移行されるのを待ちたいと思います。

読書推進についてお聞きします。これまでの読書推進についての取組みと教育長からもおっしゃられましたけれども、現在、去年図書システムの電子化がされました。そういったことについての感想なり、効果というものがわかりましたら。

**教育長** 図書システムですね、あれは23年度末に入れさせていただきました。良くなったところは図書の貸し出し業務がスムーズになったこと、もう一点は子ども達の借りた冊数とかそういったものがきちんと記録をとれるところ。各学校で共通にやっていることの一つは、100冊読んだ子どもの表彰とか、そういったことに活用しているようでございます。具体的に図書システムだけによってどれだけ貸出数が増えたかというのは、非常に微妙なところなんですけど、ある学校はですね、ものすごく増えている学校もありますし、ある学校はあまり変わらないという学校もあるようでございます。

以上です。

**3 番 福 田** 今年3月に出されました川棚小学校だよりですね、それによると年間多読賞という表彰もされておりまして、そういった子ども達の記録の中から、そういうたくさん読んだ子を抽出するのも電算化されたおかげだろうと私も思います。その学校での貸し出し記録等と、図書室での貸し出しとかそういった連携というか、そういったものはとれるんでしょうか。

**教 育 長** この図書室システムを入れたことの一つの目的は、学校と公民館の図書室の連携をとるということでございましたので、そこらあたりはとれているものと、そのように考えております。

**3 番 福 田** 公民館を使ったイベント等がありましたけれども、検証で人数が増えたり、図書室等に関心を持ってもらう方が増えてきているという判断でしたが、今後そういったものの広報といいますか、もっと来ていただく、固定化されるのではなく、来客といいますか入場者の方の多様化といいますか、いろんな方に来ていただくための工夫をされていくだろうと思いますが、そういったお気持ちはお持ちでしょうか。

**教 育 長** 基本的に考えていることの一つは、教育委員会だけの職員では非常に難しいと。そうすると、いかに町内の各種団体あるいは町内の読み聞かせ団体とか、そういった方々との連携をいかに深めていくかというのが非常に大事だと思っているんですね。そこらあたりは今後も進めていきたいと。思います。共通するのは、例えば文化的活動の充実は、我楽多会の連携とかやっていますけれども、地域の団体あるいは人材を活かしていくという視点でこれからも考えていきたいと、このように思います。

**3 番 福 田** 先ほど紹介がありました子ども読書活動推進計画というのが、今年度からの5年間で作られております。そういった中で、推進計画の成果も上げられておりますが、課題も上げられております。そういった中で、課題への取組みとして何か具体的な計画等がありましたらお聞きしたいと思います。

**教 育 長** 課題の一つとして考えておりますのは、読み聞かせ団体とかあるんですが、そういった研修の機会というのがなかなかないんです。今度2月に県の補助事業を活用して、町内の読み聞かせ団体等との研修の機会をもちたいと思います。

**3 番 福 田** 二点目の読書貯金通帳には、先ほどいろいろな名称があると言いましたけれども、例えていきますと本の貯金通帳、本の手帳、魔法の読書ノートとかですね、いろんなのがいろいろ出てきております。そういった中で、みなさんにお配りしている資料の中では、手書きまたは銀行のATMみたいな自動で印字できるやつもあります。まずは手書きです、そういった励みを子ども達に持ってもらう。また、これはできれば大人の方にもひろげていただければと思っております。先ほど、前向きに取り組んでいきたいということでもありますので、ぜひ期待しておりますので、ぜひ実現するようにお願いして終わりたいと思います。

( 1 1 : 2 7 )

**議 長** 次に、堀田一徳議員。

**4 番 堀 田** みなさん、おはようございます。議席番号4番、堀田一徳です。通告に従い、3問質問いたします。

まず最初に、新庁舎建設について。現在の庁舎は昭和32年に建築され、57年経過しております。経済のグローバル化、高度情報化及び少子高齢化の進展などにより、社会経済情勢や地方財政を取り巻く環境も大きく変化し、町民の行政に対するニーズも複雑多様化しています。

町民のもっとも身近な行政機関として、町民のニーズに的確に応え、行政の効率化を図りつつ、各種行政サービスを一層充実していく必要があります。また、大規模災害発生時には、行政の中核施設として災害対策を基幹施設として十分機能していくことが求められます。

平成5年3月、庁舎建設基金条例が可決し、9年間に10億円が積み立てられ、その後、三町合併協議会が設置され、基金がふるさと創生基金に移され、4億5千万円程度が取り崩されております。平成19年に役場内に庁舎建設など、検討委員会が設置され、7回の会議と視察を行い、平成20年に町長に報告されています。

平成21年、新庁舎建設財源等検討委員会設置、平成22年に委員会から規模や建設事業費及び財源等について検討結果を町長に報告がなされました。平成23年、新庁舎基金条例が可決、平成24年、5,326万円を積み立てられ、現在、7億5,932万円基金としてあり、1,000坪の敷地面積、総事業費10数億円程度と試算されております。



耐震化に劣り老朽化の著しい現庁舎を、時代を見つめ、町民の安心安全な暮らしを支え、町民にも親しまれ、災害にも強く行政サービスの向上と行政の効率化を目指した庁舎建設に向けて、早急に進めてもらうため、次の点を尋ねます。

①庁舎建設については、具体的な調査検討ができていないが、今後どのようにすすめていくのか。

②町民に親しまれる庁舎、防災拠点機能、省資源、省エネ、自然エネルギーなどの基本テーマを設定、採用する考えはないか。

③図書館、コンビニエンス、多目的に利用できる町民交流スペースなどを併合した複合型庁舎にする構想は考えられないか。

次に、企業誘致について。長崎新聞9月3日付インタビューの中で、町営工業団地用地として、県の港湾用地を取得する考えのようですが、どのように進めていかれるのか。

3問目、定住促進への施策として、子育て世代向けに出産祝い金を増額する考えのようですが、このほかにも定住策を打ち出す考えはないか。以上、質問をいたします。

**町長** 堀田議員の質問にお答えいたします。

まず庁舎建設についての質問でありますけれども、その中で三点いただきましたので、まず今後の進め方についてのご質問についてであります。新庁舎建設につきましては、平成19年6月に庁舎建設等検討委員会を設置し、6、7回の検討結果が町長に報告されておりますので、私も新庁舎建設の必要性は十分認識をいたしております。その後、21年5月に新庁舎建設財源検討委員会を設置し、建設にかかる費用、財源、建設年度等について検討がなされ、その結果についても報告がなされております。

その後、建設をするためには、多額の財源が必要になりますので、基金の積み立てが必要と考えまして、去る平成23年12月の本会議で基金条例を提案し、ご決定をいただいたところであります。それと同時に、建設をより具体的に進めるために、これまでの検討してきた内容について、再度見直しを行うために、今年6月に新庁舎建設推進委員会を設置し、現実味のある新庁舎建設に向けての検討を今進めさせているところであります。

②の町民に親しまれる庁舎、防災拠点機能、省エネ等の基本テーマを設定

し、採用する考えはないか、とのご質問でございますが、町民に親しまれる庁舎につきましては、先の報告にも記載がありますように、来庁者が利用しやすいスペースであることとされておりますので、具体的にはその考えは持ち合わせておりませんが、委員会において検討を願うことといたしております。また、防災拠点機能につきましては、防災機能の充実のための防災機器、避難用資材、備蓄品等の備えは不可欠と考えておりますので、機能充実には十分配慮したいと、このように考えております。

次に、省資源、自然エネルギーにつきましては、庁舎建設直後から当然のことながら多額の維持管理費が生じますので、その対策には十分検討しながら徹底したローコスト庁舎に向けて取り組みたいと考えております。

③の図書館、コンビニエンス、多目的に利用できる町民交流スペースなどを併合した、いわゆる複合型庁舎にする構想は考えられないか、の質問でございますが、現在、報告を受けた内容には、複合型庁舎に関する記載はありません。しかしながら、仮に図書館やコンビニを併合するとなると、現在、報告されている検討結果を根本的に見直す必要や、財源確保にさらなる時間が必要となることから、このことについても今後、委員会において検討してもらいたいと、このように考えております。

次に、企業誘致についての質問でございますが、本町では、平成24年度頃に企業進出の動きがあり、民間所有の工場跡地へのあっせん誘致を検討し、本格的な企業誘致に取り組むため、平成25年4月に企業誘致係を設置し、誘致活動を推進してきたところであります。しかし、残念ながら当該用地が所有者により他の用途に転用されるとともに、誘致を進めてきた企業が進出を見送ったため、その計画そのものを断念せざるを得なかった経緯がございます。その後設置した企業誘致係において、他の方策により企業誘致の取り組みができないか県内の他市町の企業誘致の取り組み状況などを収集分析し、また長崎県産業振興財団に助言を仰ぎながら検討を行ってまいりましたが、やはり企業を誘致するための用地がない状況においては、企業訪問といった企業誘致の取り組みは、現実的に極めて厳しいと言わざるを得ない、そういった状況でございます。そのようなことから、企業誘致を図るためには、まずは企業が魅力を感じるような条件の良い工場用地の確保が、もっとも重要な要素の一つであると思っております。そういった中において、ただいまご

質問いただいた県の港湾用地につきましては、広さにして約2万1,000㎡、土地の形状もほぼ正方形に近く、高速道路や長崎空港等とのアクセスも良好であり、本町にとりましては、工場用地としてもっとも条件の良い物件であると、このように認識いたしております。

この港湾用地につきましては、所有者である長崎県に対しまして、平成6年6月に適正な価格であれば購入する旨の確約を行っており、以前から交渉をしてきておりますが、県が提示している価格と本町が希望する価格に開きがあるため、現在も協議中の状況であります。その価格につきましては、交渉事でありますので、現時点で公表するまでには至っておりませんが、この土地の取得には数億単位の財源を要するものでありますから、その財源をどのように捻出するかというところが大きな課題となっております。基金を取り崩し購入するとなると、基金残高が激減してしまうものであり、試算した結果、財政健全化指標の将来負担比率がかなり悪化してしまうということが見込まれ、また起債借入で補おうとした場合においても、公債費、つまり借り入れに対する元利償還金の負担が長期にわたって発生すると、そのように思われます。

現在の本町の厳しい財政状況を踏まえると、いずれの方法も大きな財政負担が生じるものであり、その意味で用地購入にあたっては、可能な限り慎重に進めたいと考えているところであります。このような状況であることから、当該用地の購入価格については、引き続き県と交渉を重ね、条件が折り合えば当該港湾用地について購入することと考えておりますが、これまでもこの用地につきましては、企業等から県に問い合わせがあった折には、その都度本町も協議をして対応していただいておりますので、今後も県と協議しながら優良企業等の誘致を図っていききたいと、このように考えております。

三点目の定住促進についての質問にお答えいたします。議員ご質問の定住化促進につきましては、先の6月定例会の一般質問においても福田議員をはじめ、複数の議員から関係したご質問をいただいたところであり、その際に、福田議員のご質問に対する答弁といたしましては、税と社会保障の一体改革による4月からの消費税の税率の引き上げに伴う財源は、子ども子育て支援、医療、介護、年金の各分野の充実に充てられるものであり、今後、これらの分野において、様々な国の施策や支援が講じられる云々とされていることか

ら、今後はそうした国の施策や支援について、本町の実情を踏まえながら、調査研究し新たな施策を講じていきたい。現在は、この過渡期であるため、具体的な施策は申し上げられる時期ではないといった答弁をいたしております。

その後、3ヵ月あまり経過いたしました。これまでの国の施策や支援について具体的なものが示されておられませんので、本町における定住化の新たな施策についても、まだ策定を進めることができない状況にあります。しかし、つい最近、国や県の動向として、少し進展がっておりますので、そうした動向についてご説明をしたいと思います。

国の動きとしては、6月24日に経済財政運営等改革の基本方針2014と題した閣議決定がなされ、その中において、我が国は人口急減、超高齢化へ向かっており、その流れを2020年を目途に変えて、持続的、安定的な成長基準に経済を乗せるべく、必要な改革を行うとの政府の方針が示されました。そうした方針のもと、9月の内閣改造において、地方創生担当大臣が新設され、自民党前幹事長の石破茂氏が就任するとともに、人口減少克服、地方創生のための司令塔として、まち、ひと、しごとの創生本部が設置され、国と地方が総力を挙げて取り組むための指針として、国の長期ビジョンとして総合戦略を年内に決定するとともに、地方における取組みを積極的に支援していくという創生本部の今後の進め方が示されております。

一方、長崎県においても、こうした国の動きを受けて、去る8月26日に人口減少県市町対策会議を設置するための準備会議が開催され、10月に第1回の正式会議として発足することが決定いたしております。この中で、長崎県及び県内市町におけるプロジェクトチームの設置、共同取組みについての協議を行うとともに、平成27年度の対策について、とりまとめをしていく予定となっております。また、このようなことから、具体的な取組みはしておりませんが、こういった国の動向を見て、具体的な施策を今後まとめ、平成27年度の当初予算に必要経費を計上したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

#### **4 番 堀 田** まず最初に、新庁舎建設について再質問を行います。

ここに平成26年6月に新たな委員会を発足されたということですが、23年6月議会時には、具体的な調査検討、費用という対策はできていな

いというふうな町長の答弁でございました。その後、23年12月議会において、総務厚生委員長報告の中で、具体化に向けて調査研究、検討を重ね、町民を交えた協議の場を設け、議論を深めることが望ましいという委員長報告が出されております。そういった中で、委員会にまだ庁舎内だけの委員会だけを立ち上げていらっしゃるんですか。ほかの町民の方の要望とか、そういったことの話までは、まだ聞いていないんですか。

**町長** お答えします。現時点では、先ほど議員が言われたような、民間、住民を入れてのそういった会議は持っておりません。職員だけで会議を進めております。

**4 番 堀 田** 次に、基金ですけれども、前の委員会の中で、基金条例の制定の中で、基金は定額を積み立てていくというふうな答弁がなされましたけど、なぜできなかったのかですね。その理由は財政的な負担が大きいということできなかったんだらうと思いますけれども、そのへんをですね、もう少し大きな額を積み立てることはできなかったんでしょうか。

**町長** お答えします。議員も先ほどおっしゃったように、基金条例を提案したときに、具体的な考え方としては、建設費用が10数億かかると、現在の基金残高がいくらだと。したがって、建設の目標年度を28、29とかということで説明をした中で、そうしますとそれまでに約数億積み立てをしたいということで、できれば5千万円程度の積み立てをしたいという目標で今後進めていきますという説明をしておりました。その中で、初年度は5千万円の積み立てができたわけですが、その後、今議員がおっしゃるように、財政的に大変厳しくなっておりまして、積み立てる余裕がありませんので、現時点では積み立てることができなくなっております。

**4 番 堀 田** 平成28年、29年度までに建設をしたいという答弁でございましたけれども、町長は再任をされまして、今から4年間あるわけですがけれども、平成30年まで任期があるわけですね。そうすると、その今言います28年、29年度までにしたいということであれば、考えとして任期中に建てたいというふうに思っているんでしょうか。

**町長** お答えします。先ほど基金を積み立てるときの説明の中で、そういう目標を説明をしたわけですが、現時点では、いわゆる目標としております5千万円の積み立てができておりませんので、その目標とした年度に建

設をするということは、非常に厳しい状況であります。

今回、選挙を出馬する際に発言をしたのは、建設をする道筋を任期中に立てたいということで、もう少し具体的に計画を進めていくという趣旨の発言をいたしております。したがって、任期中には、もう少し財源のこと、その他議員が発言されているいろんな庁舎の内部のことも含めて、具体的に検討して、そして道筋を立てたいということでございます。

**4 番 堀 田** 4年間の間では大変厳しいという考えでございますけれども、今町長は26年6月に庁内で検討委員会を設置したとおっしゃいましたけれども、やはり早急に進めてもらうためには、その調査委員会の中に専門家を交えてですね、ある程度、交えた審議会に諮り進めるというふうな答弁が23年の同僚議員の質問の中でもあったんじゃないかと思っておりますけれども、そういうことで、今から先、ある程度の検討委員会の中には話は出ているんだろうと思っておりますけれども、やはりもっと具体化するためには専門家あたりを入れてですね、そういった私がさっき言いました複合型とか、そういった基本テーマあたりを設定をされて進めていくという考えですので、早急に専門家などを交えた委員会を設置する考えはございませんか。

**町 長** 先ほども言いましたように、そういったことも含めてですね、検討推進会議で検討させておりますので、今後、議員がおっしゃったようなことについても、その内容に加えて検討をしていきたいと考えております。

**4 番 堀 田** よく分かりました。なるべく早くですね、庁舎建設に向けて進めて行ってほしいと思います。

それから2番目の企業誘致で、県の港湾用地を取得する考えですが、今話を聞いてみますと、かなり財源的に厳しいということで、これは県の方と協議をしてもらわないといけないということで、長く時間がかかるようですので、県と協議しながら図っていきたいということですので、私がいろいろ質問をしてもそういう答弁しか返ってこないと思っておりますので。

次に3問目のですね、定住促進への施策として、出産祝い金を増額する考えがあるというふうな、9月3日付のインタビューの中で定住促進の中で話をされております。これは、今現在、第3子以降、10万円の助成金が出ていますけれども、これをいくりにする考えなんですか。5万円ぐらいじゃないと思っておりますけれども、それをお聞きしたいと思っております。

**町長** お答えします。確かに、子育て支援の対策として、現在、第3子に対しまして10万円のお祝い金を贈呈しております。これは、例えば、東彼杵町もそうされておりますけれども、これについてももう少し充実を図りたいということで考えて、そういった発言をしております。その金額については、今検討中であり、ぜひ新年度の予算に提案したいと思っておりますので、その時点でよろしくご審議をいただきたいと思っております。以上でございます。

**4 番 堀 田** せっかくですので、隣の町よりもですね、多い金額、例えば30万円とか、50万円ぐらいを検討していただければと思います。

今現在、川棚町にはですね、いろいろな定住策に向かってのいろいろな助成事業があります。生活のしやすさや子どもの助成の方が、たぶん定住にはつながるだろうという考えのもとにですね、紙おむつの無料配布とか、保育料の第2子無料とか、それから今の出産祝い金あたりがありますので、これをですね、全面に出して、もっと定住促進をしていただければと思います。

そして、この第5次総合計画の中にですね、定住促進事業というふうな項目がないわけですね。何々に対して、定住を希望していますというのはあるんですけど、そういった項目あたりを役場の庁舎内で設ける考えはないでしょうかね。それから、先ほど言いましたいろいろな助成事業をひとまとめにして定住策というふうなホームページなり、そういった中で町民あるいは県外に知らせる方法というのは、考えていないですか。

**町長** お答えします。定住促進の庁舎の中に云々ということがちょっとよく理解できませんでしたので、再質問をお願いしたいと思います。

壇上の答弁でも申し上げましたが、今あの、国の方で、まち、ひと、しごと創生本部というのが設置されまして、現在、各市町においても資料が配布されている段階でございます。そういった中で、国においてある一定の子育て支援の対策が今後新たな対策が出てくるのだろうと、そう期待をしております。それをいち早くキャッチして、そして、実証していくということで、そのためにはですね、体制の整備が必要でありますので、今たぶんそういったことを議員お尋ねになったと思うんですけども、そういった体制の整備、あるいは機構の改革、そういったものも検討していく必要があるんじゃないかと、そういった認識をいたしております。ただ、先ほど言いましたように、具体的な内容がまだ示されておられません。国の支援策も示されておられません

ので、現時点ではこういった答弁しかできない状況でございます。以上でございます。

**4 番 堀 田** 確かに国の事業がはっきり分からないと、そういった具体的なことはできないということですが、今現在行われている、先ほど言いました紙おむつとか、保育料第2子無料とか、そういった出産祝い金とか、そういった一つの項目を、一つの例えばホームページならホームページで定住促進事業とか、そういう項目ができないかということを探ねたんですけれども。

**町 長** お答えします。その件につきましては、前回もご質問いただきましたので、それについては、例えば東彼杵町のそういったものと比較して、分かりにくいという表現がありましたので、子育て支援策として、まとめてホームページに掲載をいたしております。失礼しました。作成中でございます。早急に掲載をすることにいたします。

**4 番 堀 田** 早急にそれは進めていただければと思います。

町長も最初の就任の公約の中で、定住促進事業を創設していきたいというふうな考えであったんですけれども、今、先ほど言った話の中でですね、そういった事業として、企業立地等も含めて定住促進になろうかと思っておりますけれども、そういった中で十分に進めていただければと思います。以上で質問を終わります。

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

( 1 2 : 0 1 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、田口一信議員。

**1 2 番 田 口** 一点だけ質問いたします。

町内における右折車優先の推奨についてということでお伺いいたします。

町内の国道沿いに新しい商業施設ができると聞いておりますが、これができるとう道路の交通混雑が予想されます。そこで私は、町内においては右折車優先のマナーを推奨する方が道路交通を円滑にしたいと思いますので、そのよ



うな取組みができないかお聞きしたいと思います。もう少し詳しく申し上げますと、道路が車で混雑していない状態、そういう混雑していない状態というのはどういう状態なのかと考えた場合、それは道路に車がない状態、あるいはそれに近い状態ということであるわけです。すなわち車は、できるだけ早く道路から外に出るのがもっともよいということが言えます。できるだけ車はスピードを出して走るのがよいとも言えます。渋滞でのろのろ運転をしているときはいらいらしますけれども、実は、のろのろ走っている自分の車自体が渋滞の一要因になっているわけでありまして。こう考えた場合に、右折車が直進車の通過を待つために道路の中央に停止している状態というのは、道路にとっては最悪の状態だと言えらると思います。いかにも交通法規を守っているように見えますが、迷惑千万なわけです。

道路交通法は、右折車は直進車の通行を妨げてはならない旨を規定していますが、道路の中央に停止している右折車は、対向車線の直進車の通行は妨げないけれども、自分と同方向に行く直進車の通行を妨げているわけです。

大村市内の中心部では、国道は片側二車線となっておりますが、事業所が道路の両側に連続してあるために、中央寄りの車線は右折車が随所に停止していて、本来の追い越し車線の役割を果たしてもいないし、またとっても危険です。こういう状態を解消するためには、直進車が少し道を譲って、すなわち少しスピードダウンして、できるだけ早く右折車を道路外に出すことが大事です。現に、多くの運転者がマナーとしてそのようなことを行っています。直進車がスピードダウンしても、その時間的ロスは一、二台についてほんの一、二秒というくらいのことです。それよりも右折車の後続車が多数、長時間停止を余儀なくされる時間的ロスの合計の方が大きいと思います。

本当は、私は道路交通法を改正して、右折車優先を法律で規定してしまえば、今全国各地で行われている右折レーンの設置は不要になるわけですから、全国で数千億円の節約ができるのではないかと考えておりますけれども、一自治体としてはマナーを推奨するという取組みにならざるを得ないと思います。右折車優先というような看板の設置などによって、町内において右折車優先のマナーを推奨してはどうかと思いますが、どうお考えかお伺いたします。

なお、道路外の施設等にできるだけ右折で入らない。すなわち回り道をし

て左折で入るようにするということができません。そして、厳密に言いますと、道路交通法の考えは、この右折禁止の方向にあるとも言えます。すなわち、道路交通法第25条の2においては、車両はほかの車両等の正常な交通を妨害する恐れがあるときは、道路外の施設場所に出入りするための右折、左折、横断、転回または後退をしてはならないと規定しております。この規定に照らせば、右折車が道路の中央に停止して、後続車の通行を妨げるのは、実は道路交通法違反なのです。この規定を徹底するのは、先ほどとは逆に右折禁止の看板を出すことになります。それも一つの方法ですが、本町内では迂回路が簡単でない。回り道をするにしても、それがあまり簡単ではないということ、また、車の通行が少ないときには右折を禁止しなくてもよいのだから、右折禁止という看板を出すと無用に迂回車を作ることになりますので、あまり適当でないというふうに思われます。したがって、本町内では右折車優先の方がよいと考えるわけでございます。以上の点について、ご答弁よろしくお願いいたします。

**町長** 田口議員の町内における右折車優先の推奨についてのご質問にお答えいたします。

まず、議員も今おっしゃったように、車両が道路外へ出る方法の基本については、道路交通法の第25条において定められております。また、第25条の2には、横断等の禁止が定められておりまして、その定めによりまして、車両は歩行者または他の車両等の正常な交通を妨害する恐れがあるときは、道路外の施設もしくは場所に出入りするための左折もしくは右折をし、横断し、転回し、または後退してはならないと規定されておりまして、議員質問の道路の円滑な交通を確保するために、早く右折車を道路外に出すことは、道路交通法上規定されておられませんので、右折車を優先することはできないものと判断しますので、右折車優先の看板等で右折車の優先のマナーを推奨する考えはございません。

ただ、事業者自らが車両誘導員を配置して優先車両に協力をお願いしている光景は町内でもよく見かけますが、警察官が行う交通整理とは違って、法的な根拠はないとのことであり、仮に事故が発生した場合の責任の所在に問題が生じることも考えられるということでございます。

それから、ただいま右折車が右折をしようとする場合、後続車にとっては、

それは法律違反だというような発言もありましたが、これについては私は若干違う考えを持っていて、道路交通法第25条の第1項には、道路外に出るため左折をする場合の規定があります。第2項には、右折する場合の規定があります。そして、第3項には、後方車両の協力についての規定がございます。これはちょっと読み上げますと、道路外に出るため、左折または右折をしようとする車両が、前2項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央または右側端に寄ろうとして、手または方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度または方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならないと、このような規定がありますので、ちょっと議員の考え方と違うということをお願いして答弁いたします。

**1 2 番田 口** 最後の部分の25条の2の解釈については、今町長の説明のように違反とまでは言えないというようなことも考えられますので、町長の説明の方を認めるようにいたしたいと思います。

結局、私が言っているのもマナーの話なんです。法律は警察の所管でありますし、いわば国のことだと思うんですが、マナーについては、今町長は商業施設などの事業者がそういうふうに要請されるならばいいだろうと言われましたが、町としては、そこまでの考えはないというお考えですが、私は町としては、町民の生活に影響を及ぼすことなので、町が主導して右折車優先のマナーを推奨するという事は、やっていけないことではないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、何も国道沿いの商業施設だけではなくて、ほかのいろんなところでも、あるいは交差点でもというふうなことを考えるんですが、そのような考えをするわけにはいきませんか。

**町 長** お答えします。右折車がいるために、後続の車両が停滞するという事で、混雑が起きるということについては自分自身も経験したことがありますし、早く右折をしてくれたらいいのになというふうなことはよくわかるわけですが、このことについて道路交通法での解釈をいたしますと、やはりそれは直進車が優先という解釈が示されておりますので、そのことを町がマナーとしてそれに反することを推奨するという事はいけないということだと思います。

実は、これも基本的には警察あるいは公安委員会の所管でありますので、

その考え方についても問い合わせをいたしておりますが、そういったことで道路交通法を優先すべきだというような解釈のようでございます。

**1 2 番田口** そしたらもうちょっと突っ込んで聞きたいんですが、先ほど時間的ロスのことを言いました。私はですね、直進車が少しスピードをダウンして、ほんの1、2秒の話ですよ。早く右折車を道路外に出す方が、トータルの時間的ロスは少ないのではないかと。すなわち、早く右折車を出す方がトータルの時間的ロスには道路の交通は円滑にいくのではないかとこのように思うわけですが、それは交差点においても同じです。交差点においても、右折車の方を先に動かしてしまうとスムーズに流れるのではないかとこのように思うのですが、そういうことについての認識はどうでしょうか。そう思うか、思わないかというそこらへんは。

**町長** 先ほども言いましたように、そういう状態に遭遇した場合には、早く右折をしてくれたらいいなということで、直進車の自分としてはどうぞというふうな気持ちもあるときがあるわけですが、実は、交差点には、信号機がありまして、そして直進の後、少しの時間をとって右折車の、右の矢印の信号が付きまして、そして赤が付きます。そういった信号の形態を考えますと、やっぱり直進が優先で、そのあと、どうぞ右に曲がってください、そして止まれということで、信号もそういった状況になっておりますので、やはり直進車が通過した後右折をすると、これがやっぱりルールとして成り立っていくのではないかと、そう思っているところでございます。

**1 2 番田口** その右折レーンがあるところはですね、右折車が停止していても直進車両は通過できるんだろーと思えますけれども、右折レーンがない交差点もありますよね。そういうところは非常に直進車が通りになりますよね。現実にはそういうところが多いのではないかとこのように思うわけなんです。だから、先ほども言いましたように、右折車優先というふうに、法律でほんの一行だけ法律を書き換えてしまえば右折レーンがいらなくなると、私はそう思っているんですけれどもどうでしょうか。そういう考えにはなりませんか。

先ほど言いました、多くの運転者の方がですね、マナーとして右折車に譲っているんですね。対向車線でたくさん止まっていればね。多くの方がマナーとして行っているということは、正しいことじゃないのかなと私は思うん

ですけれども、そこらへんはどうでしょうか。

**町長** 確かに、多くの方がそう思っておりますので、マナーとしては正しいんじゃないかと言われればそうかもしれませんが、そのことによって事故が発生し、そして、道路交通法で解釈をされて判断をされた場合は、それは違法となりますので、やはり違法となるような行為を町が推奨するといふわけにはいかないと、このように思います。

**1 2 番田口** そうしますとですね、いっそのこと先ほど言いましたように、マナーとして推奨するんじゃないくて、法改正を要望するということでもよいわけですね。そう考えれば、その方がいいと考えればですよ、そういうふうな考えには至りませんか。

**町長** 残念ながら至りません。

**1 2 番田口** そこで、現時点ではそうだというお考えだと思いますが、こういう交通関係のこともですね、交通法規は国の法律の話ですけれども、やはり町民生活に大きな影響があると思いますので、町の方でもいろんな法改正を要望するみたいな検討をしていただいたらよいのではないかと思います。そういった関係の所管の課はどこかというのは、はっきりされておるのでしょうか。

**町長** これについては、交通安全の担当の係がおりますので、総務課で所管をいたしております。

**1 2 番田口** 今、右折のことも言いましたが、早朝などは数石方面から町内に入ってくるような方向は、かなり渋滞をしているような状況もありまして、町民の生活に、この交通問題は大きな影響があると思いますので、いろいろな面ですね、そういった影響というか、よりよいあり方というものを十分検討していただきたいと思っております。一つの提言として、右折車優先も申し上げた次第でございますが、その交通問題についても、今後も検討していくというお考えについて確認したいと思っております。

**町長** 冒頭、数石方面から町内に入ってくる道路、車両については混雑をしていたわけでございますけれども、そういったことで、臨港道路ができてから、だいぶそれは緩和されたというように理解をしております。これまでも各国道の交差点におきましては、右折車レーンの新設などを国に求めてきまして、あと大きなところでは医療センターの前だという認識をい

たしております。これについても今後、陳情活動をしていきたいと考えておりまして、今議員がおっしゃったようなことについても、今後も努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

( 1 3 : 2 1 )

**議 長** 次に、森田宏議員。

**1 3 番 森 田** 私は石木ダム問題の解決に向けての取組みについて、山口町長に質問いたします。

石木ダムに関しては、昨年9月、国による事業認定を受けて、4戸の地権者の農地について、去る9月、裁決申請がなされております。しかし、このまま地権者の反対が続けば、収用裁決となっていくと思います。さらに、現在、保留されている土地、家屋についても保留解除、裁決申請、収用裁決及び明け渡し裁決、そして最後は行政代執行と進んでいくことが懸念されます。そのような予測される事態を避けるためには、ぜひとも地権者に話し合いに応じていただいて、円満解決に結びつけることが必要であります。

石木ダムは、川棚町民にとって、治水効果のためにどうしても必要なものであります。そのことを地権者の方々に理解していただくためには、町長からもより積極的に働きかけることが必要であります。これからは、特に町長の役割が重要になってくると考えられますが、町長は石木ダム問題の解決に向けて、どのように取り組むのかお尋ねいたします。

**町 長** 森田議員の石木ダム問題の解決に向けての取組みについての質問にお答えいたします。

石木ダム建設は、川棚町にとりましても長年の懸案事項であり、町政の最重要課題の一つとして推進の立場でこれまで取り組んできたところであります。また、町議会におかれましても、これまで3度の推進決議をされるなど、議会も推進の方向で取り組んでこられたことは、すでにご承知のことと存じます。

私も話し合いによる解決ということが、一番大切であるということを認識しておりまして、町政推進の立場から、これまで地区の自治会長に町政懇談会の開催をお願いしたり、私の所信を届けたりしましたが、応じていただけない状況でありました。また、本年4月21日には、長崎県知事、佐世保市長とともに、地権者の方々の戸別訪問を行いました。面会していただけた

せんでした。7月11日には、長崎県知事、佐世保市長とともに川原公民館において、地権者との面談会が開催されましたので、これに出席いたしましたが、事業計画についての質問のみに終始をして、地権者の皆様と十分な話し合いができずに地権者の皆様には理解を得ることはできませんでした。私といたしましては、起業者である長崎県知事、佐世保市長の想いを地権者の皆様方に理解していただくことが一番必要だと思っておりますので、地権者の皆様方との話し合いができないか、その橋渡しの役割をしなければと考えておりますが、新聞などの報道によりますと、反対地権者の皆様方は国に対して事業認定の再検証の申し立て、県に対しては、県道付替道路工事の妨害禁止にかかる仮処分申し立てに対する取り下げ、裁決申請書の取り下げなど、諸行動が行われていることから現状ではそのような状況ではないというふうに思います。今後、反対地権者の動向や起業者の対応を見て機会を捉え、円満解決に向け努力をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

**1 3 番 森 田** 今朝ほども町長、ほかの議員とのこの問題に関する議論を拝聴していました。私は昨年9月議会に同じような質問を町長にしております。町長ご案内のとおりですね、起業者じゃありませんので、仲介役ということの役割というふうに思っております。私も議会におりまして、ダム特委員はやっておりませんので、委員会の説明とか新聞、テレビの報道とか、そういうことでしか知識はありませんですが、約40年前からの発案されてからのことをずっと見てきております。もちろん、町長の苦悩と言っては失礼ですけども、そういうことはありありと私も想像するんです。

さて、今日の質問はですね、私は今までの起業者と地権者の人たちの、いわゆる反対の人たちの議論、手続き、そういうものはですね、私もあんまりしゃべる必要はないと思っております。町長に対して、いわゆる橋渡しとしての役割をやっていただけませんか、実際やっていらっしゃるんですよ。けれども、川棚町にとっては、町民にとっては、石木ダムが必要だという大前提でそういうことを考えておるわけですね。例えばですね、失礼な話ですけども、一昨日、町民大運動会があったんですよ。川原の人たちは不参加だということで承っておりますが、川原の人、川原の人がすべてではありませんが、いわゆる反対派の人たちがですね、だんだん言葉は悪いです

が孤立していっているような感じを受けるんです。先ほど冒頭に言いましたように、途中は省きますが、最後はですね、この場合、最後は行政代執行ということに帰着するんじゃないかと思うんですね。もちろん行政代執行にいてもですね、川棚町長の責任は別にないんですよ。起業者じゃありませんので。でも、私たちは、川棚町民は、川棚町議会は推進決議もする、町長がおっしゃったように8割の方が推進賛成なんです。そういうことですね、今日は町長の議論じゃなく、そういうことについてのがんばってほしいぞという私の質問なんです、その点どうでしょうか。

**町長** 議員がおっしゃる地元町長として、地権者とそれから起業者の橋渡しの存在でがんばってもらいたいというようなお気持ち、それは十分私も分かっております。そういう立場であるということは、十分、自分自身も認識をいたしております。ただ、先ほども言いましたように、反対地権者の皆様方は、事業認定の告示がなされてもなおかつ、まだダムの新設計画に疑問を持っておられて、そして先ほど言いましたような要請行動が続いておまして、そういった状況の中で私が橋渡しをするという状況は生まれてきておりません。そういったことで、本当に残念ですけれども、現時点ではそういった推移を少し見ていく必要があるのではないかと。そして、先ほども言いましたように、いろんな機会を捉えて、そういった地権者や起業者の対応を見ていく機会があれば、その時点でそういった役割を務めさせてもらうということ、そういったところだというふうに私自身に言い聞かせております。以上でございます。

**1 3 番 森田** 山口町長ですね、私はここで最高齢者だから、いろんなことを見聞きしてきているんですね。石木ダムの問題についても約40年前からずっと見聞きしております。ここで、日頃は考えているんですが、例えばですね、昔、久保知事という人がいらっしゃいましたね、県知事のね、久保知事がですね、今の大村空港、箕島という島があったんですね。そこを空港化するために久保知事がどうしても話し合いが地権者との間にうまくいかないということで、彼はですね、あそこに何回も何回もお酒を持って行って、ひざ詰め談判をしたというふうに聞いております。それが石木ダム問題に当てはまるかどうかわかりませんよ。石木ダムの問題はですね、当時の箕島の状況からすれば相当こじれつかしているんです。こじれてしまっているんです



よね。そのこじれた原因は強制測量みたいなことを言われておりますが、私はそれだけではないと思っております。そこでですね、久保知事の例を出しましたけれども、胸襟を開くという言葉があるんですよ、町長ね。これはですよ、辞書を引くとですね、心の中を打ち明けて話すと、打ち解けると、こういうことになるんです。先ほどの例を出して申し訳ないんですが、町長、そういう場面というのは考えられませんか。

**町長** お答えします。長崎空港の建設当時の久保知事さんのそういった行動については、噂ではずっと聞いてはきているわけですね。それをそのように私にしろと言われても、さっき言いましたように起業者ではありませんので、例えば、今の知事にそれをせろというのは、確かに筋は通るかもしれませんが、それを私にせろというのはちょっと筋違いじゃないかと思えます。

それから胸襟を開いてというような発言もありましたが、町長という立場で建設を推進しているということを全面に出しておりますので、そういった立場の町長でありますから、反対されている地権者の皆さん方は、やっぱりそれは控えられるのではないかと、当然、私は思います。そういった中でも、なんとかできないかということは自分自身思っておりますので、先ほど言いましたように、繰り返しになりますけれども、機会を捉えて一日でも早い話し合いでの解決を目指していきたいと、こう考えております。

**1 3 番 森田** 町長の出番がないような、非常に逼迫して両方の対立が激化していると。抜き差しならないような状況になっておるんですね。非常に不幸なことなんです。これから先ですね、私が勝手に予測しますとですね、今現在、裁決申請を収用委員会が受理していますね収用委員が。これの決着までだいたい半年ぐらいこれからかかるんじゃないかと思うんですね。6ヶ月ぐらいで申請どおり通るんじゃないかかろうかと思えます。私は思っております。さて、それからですね、私質問したんですよ説明会の時に、そうしますと、やっぱりですね、最後は行政代執行になるんじゃないかと思うんですね。私も思っております。そしたら、先ほどほかの議員との議論を聞いておられますと、行政代執行になったらどうしますかという、仮定の質問には答えられないというお答えだったんですよ。当然だと思えますが。だいたい行政代執行はですね、現在から計算して約4年ぐらい先になるんです。そうしますと、

今までのダムの立ち上がりから完成までの道程がかなり遅れている。ずっと遅れています。これからまた4年かかるともっと遅れてしまうということになるんですが、やっぱり私は行政代執行までいってしまうんじゃないかと思えます。町長の答弁なんかも聞いておりますとですね。やむを得ないんじゃないかと思えますが、もう一度ですよ、町長、県が行う行政代執行までいくなかないというふうに私は思っているんですが、そういうことでいいんですか。やむを得ないと思っていらっしゃるのでしょうか。

**町長** お答えします。今のご発言の中に、町長の答弁を聞くと、最後は行政代執行になるんじゃないかと思うというような発言がありましたけど、私はそういった方向での発言はしておりません。

これはですね、先ほども久保田議員の質問にお答えしましたように、8月26日の三者会議の中で、起業者において裁決申請をするんだという決定がなされました。その時の後の記者会見においても、知事は行政代執行については、また別の手続きがあると、現時点では申請はするけれども、裁決決定までの期間は話し合いによる解決を目指すというような発言をされておりますので、私もそういったことで、話し合いによる解決ができるようにと、そう期待をいたしております。

**13番森田** 町長のお話はほとんど私は分かったつもりです。最初言いましたようにですね、できたらですね、反対地権者の方々と町長が胸襟を開いて話し合いできるような格好になる。これは最良の方法なんですね、行政代執行といのはですね、機動隊が来て強制測量したときと同じようなかたちになるんです。機動隊は来なくても県職員が何十人も何百人も来るかもしれない。ということだけはですね、町長のお話もあるように避けてほしいと。それまでにあと4年、裁決を除いて4年以上あるわけですから、十分、議会側も応援しますので、がんばってほしいと思います。以上で終わります。

(13:42)

**議長** 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日は、これにて散会といたします。お疲れ様でした。

(13:42)

